

# 道路貨物運送業の労働時間短縮支援 ～「職場意識改善助成金」の利用等～

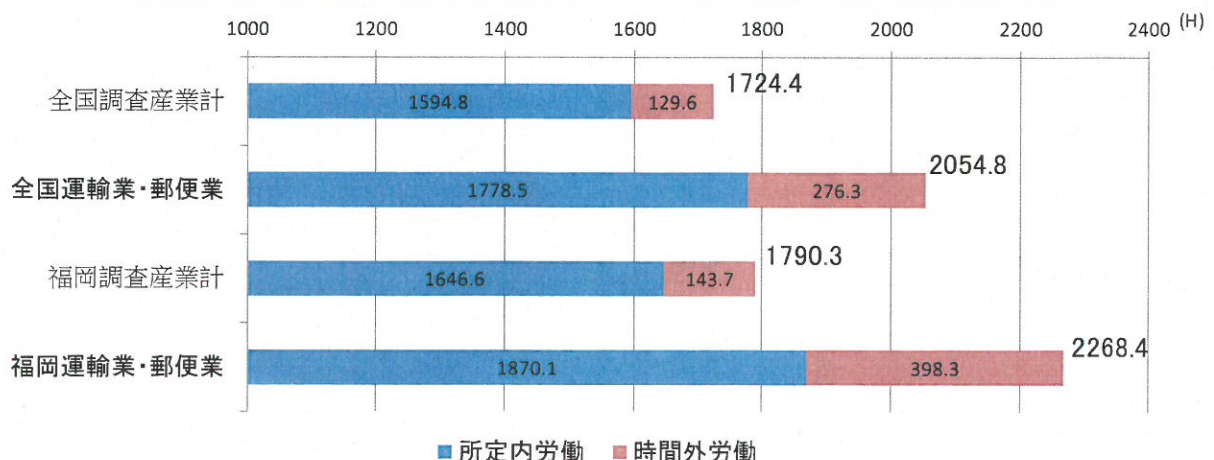
平成29年7月31日

福岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会

福岡労働局 企画課

## 運輸業の労働時間の現状

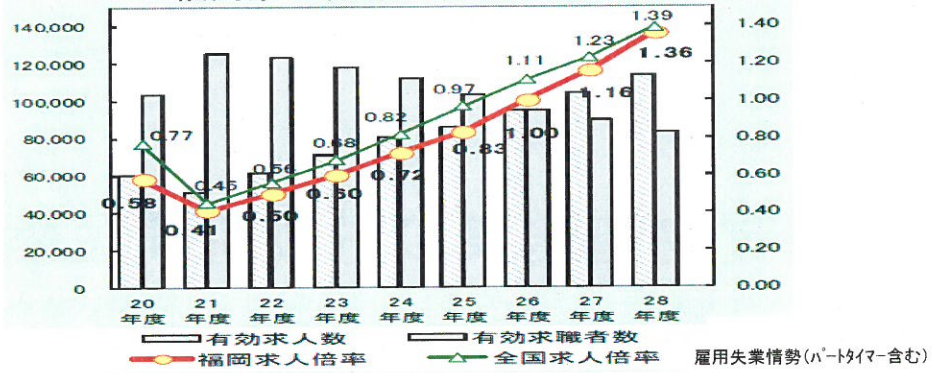
《平成28年》	所定内労働	時間外労働	総労働時間
全国 調査産業計	1594.8	129.6	1724.4
全国 運輸業・郵便業	1778.5	276.3	2054.8
福岡 調査産業計	1646.6	143.7	1790.3
福岡 運輸業・郵便業	1870.1	398.3	2268.4



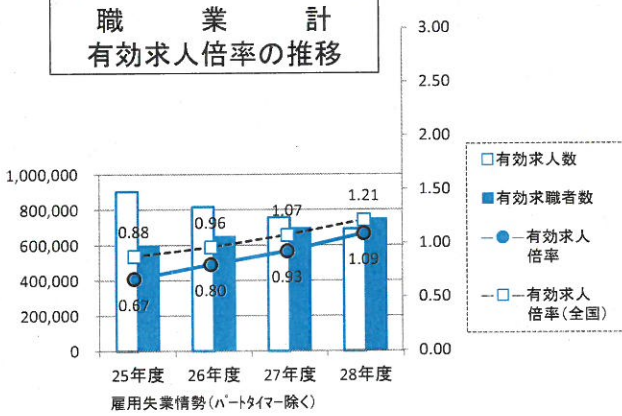
厚生労働省：毎月勤労統計（労働者5名以上）

# 求人・求職状況

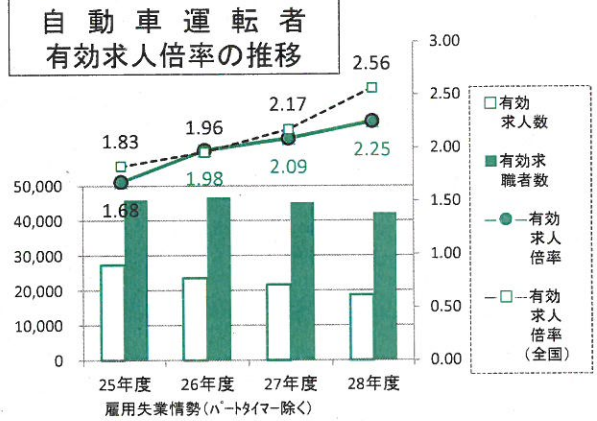
## 福岡県内有効求人倍率の推移



## 職業計 有効求人倍率の推移



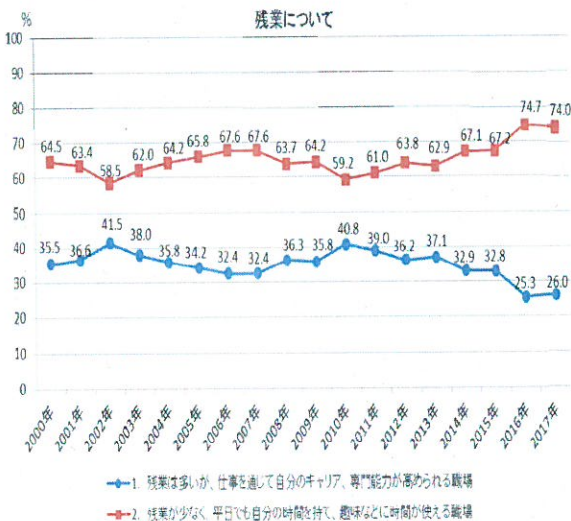
## 自動車運転者 有効求人倍率の推移



# 求職者の傾向

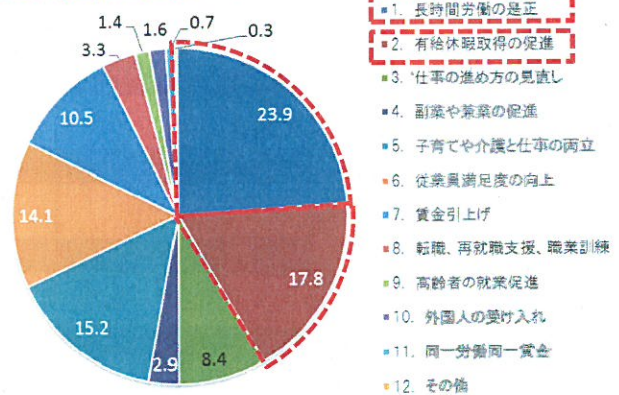
〈2017年度 新入社員 春の意識調査(日本生産性本部)〉

設問:「残業は多いが、仕事を通じて自分のキャリア、専門能力が高められる職場」と「残業が少なく、平日でも自分の時間が持て、趣味などに時間が使える職場」のどちらかを好むか



設問:「働き方改革」であなたが重要だと思うテーマは何か

「働き方改革」で重要と思うテーマ

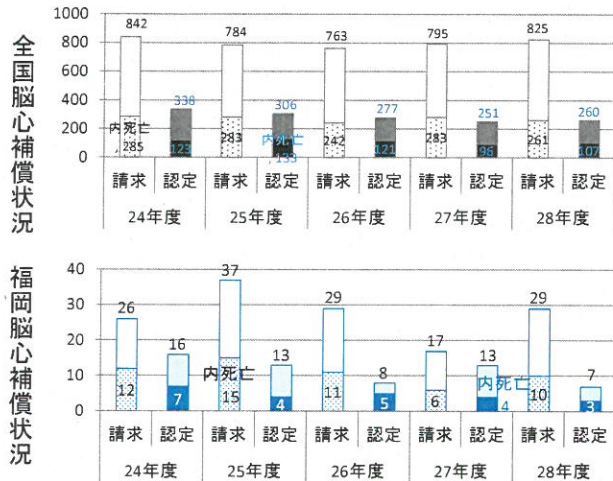




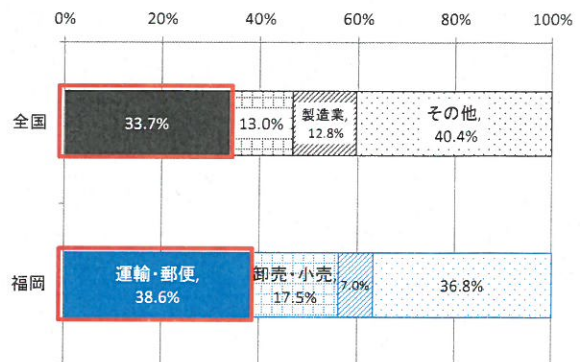
# 過労死等(脳・心臓疾患)の現状

## 脳・心臓疾患の労災補償状況

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
脳・心臓疾患	請求件数	全国	842	784	763	795	825
		福岡	26	37	29	17	29
	認定件数	全国	338	306	277	251	260
		福岡	16	13	8	13	7
うち死亡	請求件数	全国	285	283	242	283	261
		福岡	12	15	11	6	10
	認定件数	全国	123	133	121	96	107
		福岡	7	4	5	4	3



## 産業別脳・心臓疾患の労災補償状況(24~28年度)



## 働き方改革実行計画(抄)

H29.3.28 働き方改革実現会議決定

### 3. 賃金引上げと労働生産性向上

- (1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善
- (2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

### 4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

- 〈ワーク・ライフ・バランスの改善〉
- 〈法改正の方向性〉
- 〈時間外労働の上限規制の導入〉
- 〈勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備〉



# 3. 賃金引き上げと労働生産性向上

## 【具体的な施策】

### 〈最低賃金の引き上げ〉

年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく  
全国加重平均が1,000円となることを目指す

- ① 現行(765円/H)で改善基準上限近く(所定内176H+時間外88H)勤務した場合  
→ 月最賃相当額: 218,790円
- ② 1時間1,000円で同じ時間勤務した場合  
→ 月最賃相当額: 286,000円
- ③ なおかつ60H超割増率(50%増)の中小企業猶予が解除された場合  
→ 月最賃相当額: 293,000円

### 〈最低賃金引き上げ支援〉

賃金の底上げに向け設備投資などを行い、事業場内最低賃金を値上げした  
中小事業主に対し、経費の一部を助成する制度  
を拡充する

## 業務改善助成金

## 業務改善助成金

ニッポン一億総活躍プラン実現へ!

厚生労働省

**中小企業 生産性 支援**

例えば...  
スタッカークレーン導入(自動倉庫化)し  
ピッキング作業員(アルバイト・フリーター)の時給アップ

**最低賃金引き上げ支援 中小企業向け 業務改善助成金**

最低賃金の引き上げ額が異なる5つのコースからチョイスできます。  
**50万円~200万円**

まずは特設サイトへGOだ!  
申請方法や相談窓口となる問い合わせ先などが確認できます。  
<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

**最低賃金引き上げ支援 中小企業向け 業務改善助成金**

助成対象  
事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象です!  
※事前に業務改善助成金を受給したことがある事業場であっても、此の対象となります。

●支給までの流れ

**STEP1** 助成金交付申請書も事業場内最低賃金向上計画も提出!  
**STEP2** 助成・機器の購入などで生産性も向上!  
**STEP3** 事業場内の最低賃金を引き上げ!  
**STEP4** 助成金を支給!

4つのコースから選べます!

助成額	対象の事業場
70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
200万円	事業場内最低賃金が1000円以上の事業場

**助成金の対象用途**  
設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例  
POSレジシステム導入による在庫管理の効率化/リフト付セグメントの導入による過酷環境の軽減/顧客・在庫・物流管理システムの導入による業務の効率化/専任による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上/人材育成・教育訓練による業務の効率化

まずは特設サイトへ!  
申請方法や相談窓口となる問い合わせ先などが確認できます。  
<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



## 4. 長時間労働の是正

### 【今後の対応の方向性】

36協定でも超えることができない罰則付きの時間外労働の上限規制を導入するとともに、さらに長時間労働を是正するため、企業文化や取引慣行の見直しを推進する。これにより、労働参加と労働生産性の向上を図るとともに、働く方の健康を確保しつつワーク・ライフ・バランスを改善し、長時間労働を自慢する社会を変えていく。

### 【具体的な施策】

- 時間外労働の上限規制 〈原則〉○月45時間、年360時間  
 〈特例〉○特別条項においても、年720時間上限  
 ・2～6か月平均80時間以内(休日労働を含む)  
 ・1か月100時間未満(休日労働を含む)  
 ・月45時間の原則を超えるのは、年6か月上限

《自動車の運転業務》 罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、年960時間以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す。  
 (5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。)

## 4. 長時間労働の是正(自動車運送業について)

### 【業界の課題】

- ・自動車運送業において、担い手が不足しており、少ない労働者に負担がかかっている。
- ・トラック運送事業者は荷主と比べて立場が弱く、荷待ち時間の負担等を強いられている(1運行あたり平均1時間45分(H27年度))。

施策	年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度以降	指標
【自動車運送業】	行動計画の策定	行動計画に基づき、関連制度の見直しや取組措置を実施				関係者による取組の促進・強化							現在適用除外となっている業務についても時間外労働を抑制する法的枠組みを構築
	無人自動車運行の様々な類型等の検証	民間での事業化に向けた準備				サービス地域の拡大							
	【トラック運送業】	荷主と連携した協働型パイロット事業の実施、ガイドラインの策定・普及等					クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進						
長時間労働の是正に向けた取組ごとの取組	荷主や関係官庁等が参加する協議会等において、荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置を検討					ガイドラインの普及・定着、定期的なフォローアップ、取引条件の改善等、トラック運送事業者と荷主が連携した取組への支援							
	中輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・実施					関係者による取組の促進・強化							



## 4. 長時間労働の是正（勤務間インターバル制度導入環境整備）



「勤務間インターバル」とは

改善基準の  
≡ 休息期間

労働者の健康確保・過重労働防止を目的に、帰宅し生活時間・睡眠時間を確保するために、勤務終了後、次の勤務までの間に一定の「休息期間」を設けること

### 【具体的な施策】

- ・設定改善法改正により努力義務化
- ・制度普及促進に向け、有識者検討会。助成金活用・好事例周知

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備	実行計画に基づき労働基準法改正案を国会に提出											インターバル制度を導入する企業の割合：2.2% → 拡大を図る。  インターバル制度導入についての環境整備を進める。
	施行準備・法改正の施行・施行後5年を経過した後適当な時期において、見直しを行う											
	助成制度の創設											
	PDCAサイクルによる検証、見直し											
	好事例の周知											

## 職場意識改善助成金（職場環境改善コース）

中小企業事業主の皆さまへ

### 「職場意識改善助成金」のご案内 （職場環境改善コース）

「労働時間等の設定の改善」により、所定外労働の削減や  
年次有休取得率の向上促進に取り組み中小企業事業主を支援します。

目的 助成金を活用してワーク・ライフ・バランスを推進!!

支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労働管理担当者に対する研修
  - 労働者に対する研修、周知・啓発
  - 外部専門家によるコンサルティング  
（社会保険労務士、中小企業診断士など）
  - 就業規則・労使協定等の作成・変更  
（年休の計画的付与制度の導入など）
  - 労働管理用ソフトウェア
  - 労働管理用機器
  - デジタル式運行記録計（デジタコ）
  - テレワーク用通信機器
  - 労働効率の増進に資する設備・機器等  
（小売業のPOS装置、自動車修理業の油圧式リフト、運送業の自動洗車機など）  
（注）成果目標をいづれも達成した場合のみ、支給対象となります。
- （※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

運輸業は「その他の業種」

△従業員数300人以下 資本金3億円以下

助成金活用事例1

労働管理用ソフトウェアの導入例

支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労働管理担当者に対する研修
  - 労働者に対する研修、周知・啓発
  - 外部専門家によるコンサルティング  
（社会保険労務士、中小企業診断士など）
  - 就業規則・労使協定等の作成・変更  
（年休の計画的付与制度の導入など）
  - 労働管理用ソフトウェア
  - 労働管理用機器
  - デジタル式運行記録計（デジタコ）
  - テレワーク用通信機器
  - 労働効率の増進に資する設備・機器等  
（小売業のPOS装置、自動車修理業の油圧式リフト、運送業の自動洗車機など）  
（注）成果目標をいづれも達成した場合のみ、支給対象となります。
- （※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成金目標の達成期間中、事業実施期間中（事業実施日の日から平成30年4月15日までの3か月間を自主的に設定してください）

国交省 デジタル式運行記録計（第Ⅱ編又は第Ⅲ編）

お問い合わせ先

均等室

doukyoku/



# 職場意識改善助成金

(職場環境改善コース) の申請に当たって (その1)

## 助成金事業実施承認申請時の提出書類

### ◎事業実施承認申請書

#### ○事業実施計画

- ・登記事項証明書
- ・労働保険成立届等
- ・中小事業主であることの確認書類  
(登記証明書・労働保険成立届との兼用可)
- ・見積書(相見積も)
- ・事業開始時の成果目標(実績)  
の証拠資料
- ・前年度・前々年度の労働保険料領収証書

- ①成果目標の達成状況に関する集計表  
②賃金台帳  
③有給休暇管理簿 等

# 職場意識改善助成金

(職場環境改善コース) の申請に当たって (その2)

〔職場環境改善コース〕  
様式第1号

平成29年 8月00日

職場意識改善助成金事業実施承認申請書

福岡労働局 景観

職場意識改善助成金事業の実施について承認を求めたいので、下記のとおり申請します。

記

事業主 住所 〒812-8588  
福岡市博多区00000  
電話番号 092-999-8888  
法人名 株式会社労働運送  
代表者氏名 氏名代表者様 敬請 申 用

1 事業主について

[1] 業種【日本標準産業分類の中分類を記入】	分類番号: 44
[2] 労働保険番号(主たる労働保険番号を記入)	分類項目名: 道路運送業
[3] 資本金の額又は出資の総額	1000万円
[4] 常時使用する労働者の数	12人
[5] 前年度の年次有給休暇の年間平均取得日数 (対照の2 [1] の昇進期間の昇進期間の実績を基に算出)	8.2日
[6] 前年度の月間平均所定外労働時間数 (対照の2 [1] の昇進期間の前年同月の実績を元に算出)	2.2時間
[7] 紙目を希望する金額欄について	
金融機関名 株式会社労働運送	支店名 中比叟公園南支店
口座の種類 普通	口座番号 87604921
口座名義 株式会社労働運送 (カタカナ) カ ロドドウソウ	

成果目標の達成状況に関する集計表

※「A」～「C」は「労働局」から送付される。申請書に記入し、その際「標準」は適し、標準としてください。  
※ 労働局が記入欄に記入しない場合は「標準」に記入してください。

項目	労働局	前年度実績			前々年度実績		
		1月	2月	3月	1月	2月	3月
1	0000	2	0	1	0	0	0
2	0000	1	1	0	0	10	8
3	0000	H	H	1	0	0	2
4	0000	0	0	0	7	D	A
5	0000	2	0	0	2	1	3
6	0000	1	0	A	5	B	A
7	0000	2	1	0	4	9	12
8	0000	E	0	3	E	0	2
9	0000	C	B	B	C	B	B
10	0000	0	1	2	10	2	7
11	0000	2	G	0	3	G	2
12	0000	1	0	F	4	4	F
13	0000						
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							







# 職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）

導入事例 1 労務管理用機器、労務管理用ソフトウェア導入例

## 職場意識改善助成金 勤務間インターバル導入コース(新設)のご案内 勤務間インターバルの導入に職場意識改善助成金をご活用ください!

職場意識改善助成金に「勤務間インターバル導入コース」が新設され、平成29年度の事業について申請を受け付けます(事業実施承認は平成29年4月以降となります)。働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランスを実現するために、職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)を活用して、「勤務間インターバル」を導入しましょう。

※「勤務間インターバル」は、勤務終了後、次の勤務までの一定時間以上の休息期間を設けること。働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランスの実現に資するものとして、就業意識の改善に資するものとする。

### 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、下記のAまたはBのいずれかに該当する事業主

種別	A. 従業員数100名未満	B. 労働者数10名未満
小規模(専業主婦等)	500万円以下	90万円以下
準小規模	500万円以下	100万円以下
専業主婦	100万円以下	100万円以下
その他の小規模	100万円以下	300万円以下

※その他小規模事業主とは、雇用保険被保険者数(労働者数)が10名未満、かつ専業主婦等、準小規模、小規模に該当しない事業主を指す。

### 成果目標

事業主が事業計画において指定したすべての事業場において、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。

- 新規導入  
勤務間インターバルを導入している事業場において、新たに労務管理の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること
- 適用範囲の拡大  
既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であっても勤務間インターバルの対象労働者が所属労働者の半数以下であるものについて、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
- 期間延長  
既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して9時間以上とする

### 支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる期間に費した経費の一部を支給します。

補助率と上限額については、「新設導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「期間延長」のみの場合は表2により、最も高い休息時間数(※)に合わせたものとなります。

	表1 新設導入に該当するものがある場合	表2 適用範囲の拡大、期間延長のみの場合
9時間以上11時間未満	3/4 40万円	3/4 20万円
11時間以上	3/4 50万円	3/4 25万円

※ 事業主が指定した最も高い休息時間数に導入する勤務間インターバルの休息時間数を指す。最も高い場合となります。

### 支給対象となる取組

いずれか1つ以上を併せてください。  
(注)事業計画承認の取組は支給対象外となります

- 就業規則・労務規定等の作成・変更
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理用ソフトウェア・機器の購入・更新
- 勤務間インターバル導入のための機器等の購入・更新

※ 導入事例の紹介

## 改善基準 第4条第1項第3号

勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。

運転手については、法令に準ずるものによりインターバル制が導入済みと扱います。

勤務時間外の残業も課金し、労務委員会や労務管理の改善を図るために、労務管理の改善を図る。

導入例

インターバル時間(休息期間)を2時間以上延長した場合

〈結果的に10時間以上の設定〉

平成29

※ 平成29

事業実施承認

済みの場合

は、国の予算案に附随する形で12月15日以前に交付を認められる場合があります。

時間延長として申請可能

お問い合わせ先(申請窓口)

都道府県労働局雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室





